

**美しく、安全で、
いきいきした海岸を目指して**

～平成17年度海岸事業予算概算要求概要～

平成16年9月

国土交通省 河川局 海岸室

目 次

I. 平成17年度 海岸事業予算概算要求に当たって

第1 海岸事業は「改革と展望」に示された目標を大幅に達成……………	1
第2 近づく大地震の発生……………	2
第3 近年急速に進行している海岸侵食……………	3
第4 依然として低い海岸の整備率……………	4
第5 ゆるがせにできない日本の国土保全……………	5
第6 地球温暖化に伴う海面上昇への対応……………	6

II. 平成17年度 海岸事業予算概算要求の概要

第1 概算要求の概要

1. 基本的な考え方……………	7
2. 平成17年度海岸事業概算要求総括表……………	8

第2 平成17年度 海岸事業新規・重点事項等

1. 津波危機管理対策事業(仮称)の創設……………	9
2. 沖ノ鳥島の管理の充実……………	10
3. 沿岸域再生事業の創設……………	11
4. 諸課題に対応する海岸事業調査費の充実……………	12

第3 事業の効率的・効果的实施に向けた取り組み

1. 事業の重点化・集中化、コスト縮減の推進……………	13
2. 連携事業の推進……………	18

第4 事業の客観性・透明性の確保……………	22
-----------------------	----

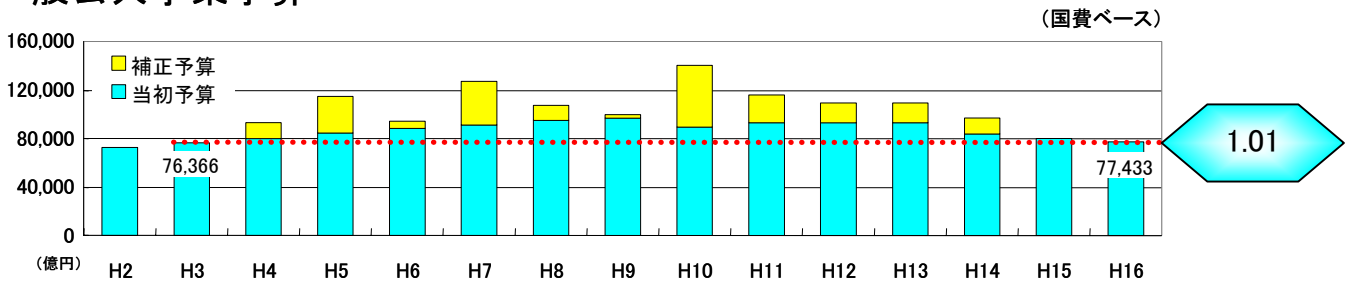
第5 安全・安心促進基本計画(津波)の推進……………	23
----------------------------	----

I. 平成17年度 海岸事業予算概算要求に当たって

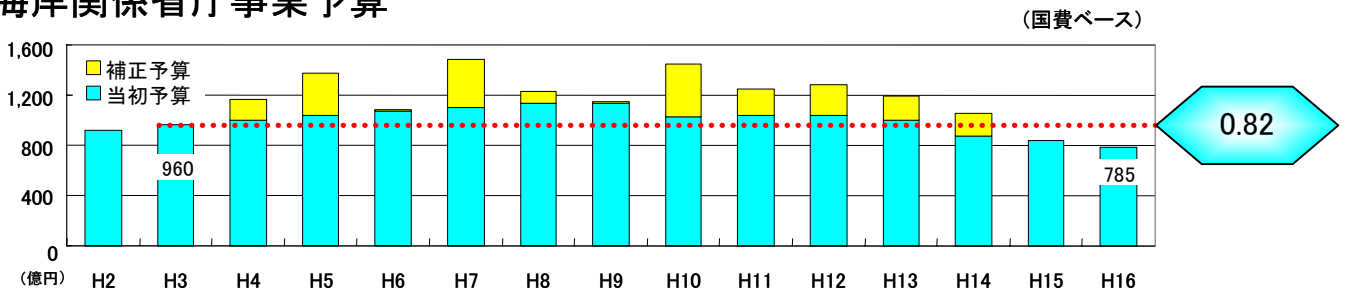
第1 海岸事業は「改革と展望」に示された目標を大幅に達成

海岸事業における公共投資額は、「景気対策のため大幅な追加が行われていた以前の水準」まで既に下がっています。

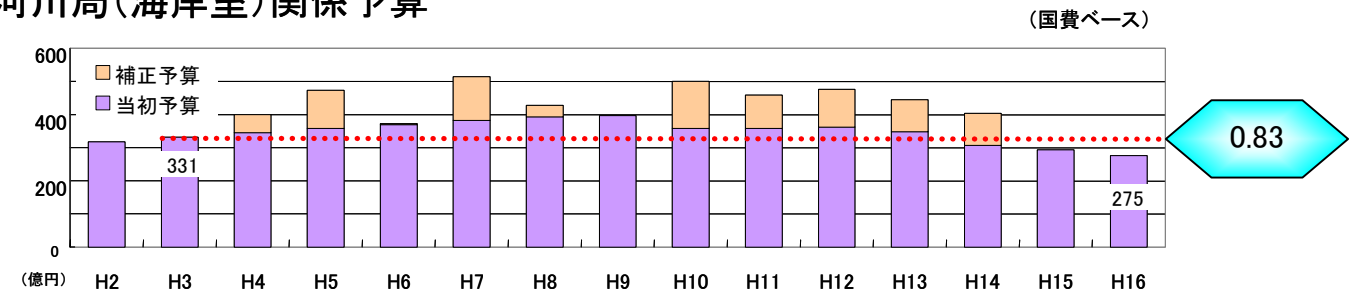
一般公共事業予算



海岸関係省庁事業予算



河川局(海岸室)関係予算



災害復旧に係る費用を含んでいません

構造改革と経済財政の中期展望(改革と展望)(抄)

平成14年1月25日 閣議決定

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(3) 政府の在り方

(歳出面での改革)

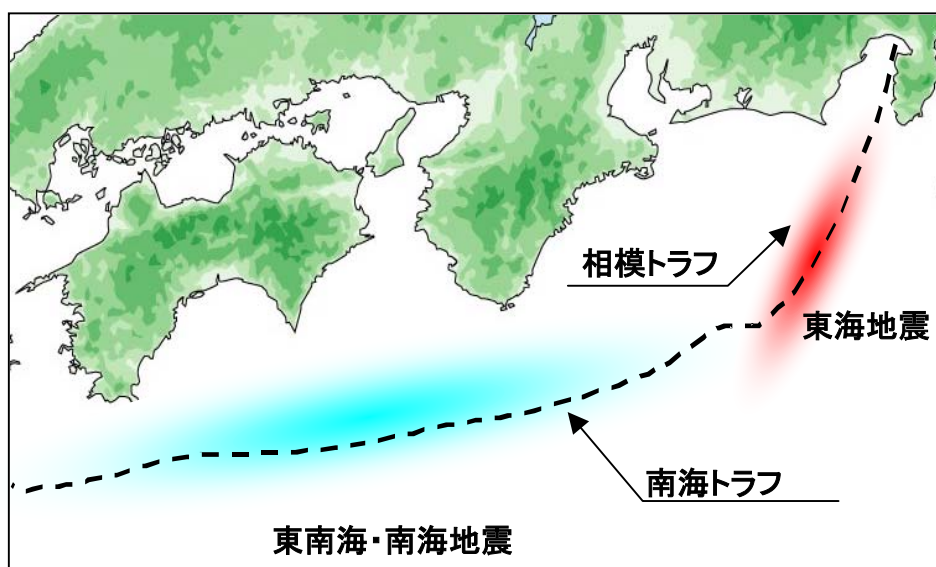
国の公共投資については、その時々を経済動向を勘案しつつ、「改革と展望」の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。

「改革と展望」の対象期間：平成14年度～平成18年度の5カ年

第2 近づく大地震の発生

東海地震 : いつ発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が発生することが明らかなです。

東南海・南海地震 : 今世紀前半にも発生するおそれがあり、特に津波により大きな被害の発生が想定されます。
(津波による死者 最大約1万2千人)



政府等の動き

東海地震

- 東海地震対策大綱 平成15年 5月29日
- 東海地震緊急対策方針(閣議決定) 平成15年 7月29日

東南海・南海地震

- 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の成立 平成14年 7月19日
- 東南海・南海地震対策大綱 平成15年12月16日
- 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定 平成15年12月17日
- 東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定 平成15年 3月31日
- 自由民主党東南海・南海地震対策推進議員連盟の設立 平成15年 4月27日

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の成立 平成16年 3月26日

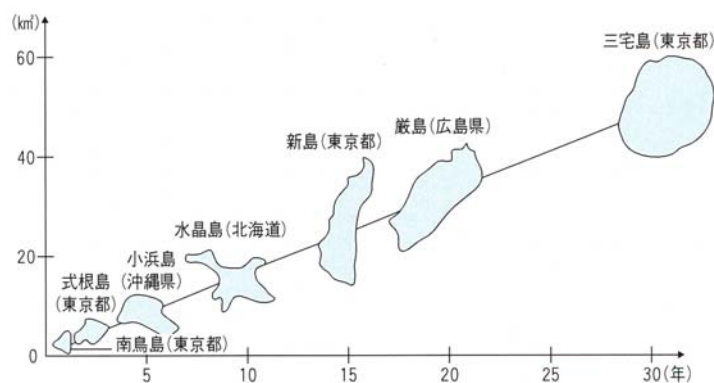
〔過去の主な南海トラフでの地震・津波被害〕

1707 年	宝永地震(M8.6)・・・・	死者 5,049 人
1854 年	安政南海地震(M8.4)・・・・	死者 2,658 人
1944 年	東南海地震(M7.9)・・・・	死者 1,251 人
1946 年	南海地震(M8.0)・・・・	死者 1,330 人

第3 近年急速に進行している海岸侵食

近年、全国各地で海岸侵食が生じ、かけがえのない国土が失われています。

今後予想される侵食量(160ha／年を想定)



昭和39年
秋谷海岸

平成8年
秋谷海岸



神奈川県 横須賀市 秋谷海岸



昭和57年浜松篠原海岸



約150mの汀線後退

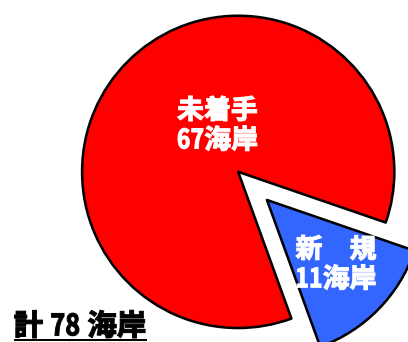
平成16年浜松篠原海岸

静岡県 浜松市 浜松篠原海岸

第4 依然として低い海岸の整備率

(1) 高潮対策

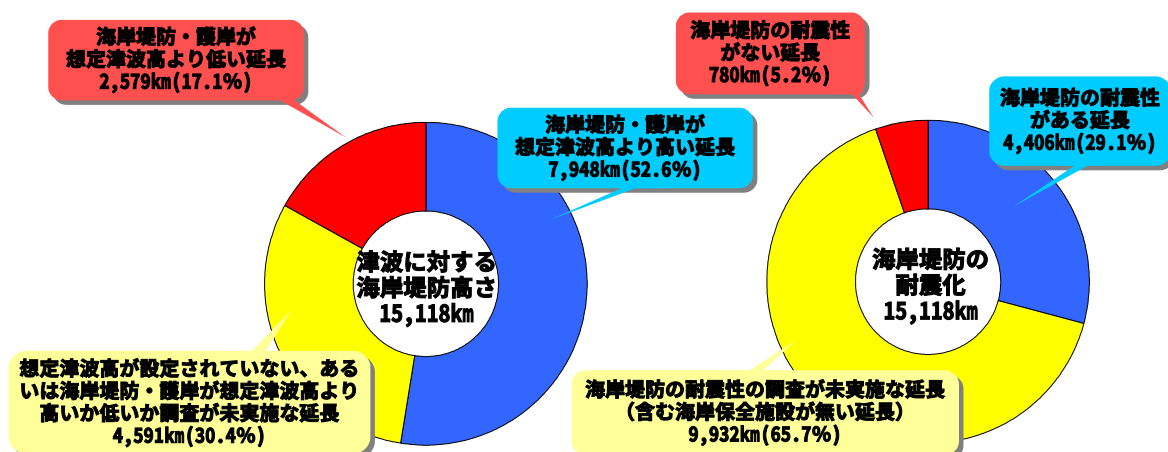
平成11年9月台風を受け実施した高潮緊急点検で対策が必要であるとされた箇所78海岸のうち11海岸(約14%)しか、過去5年間に事業着手できていません。



高潮緊急点検において要対策と判定された海岸の事業着手状況

(2) 津波対策

全国で約17%の海岸堤防等が想定津波高より低く、また、約30%が高いか低いか調査が未了です。

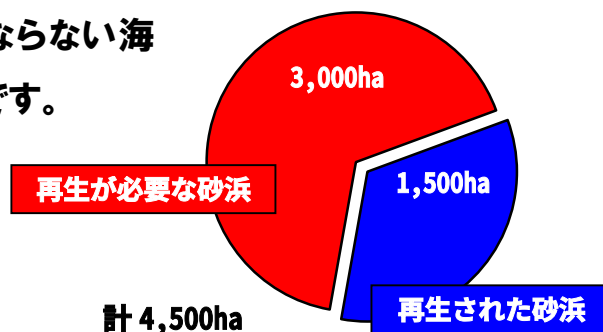


想定津波高に対する海岸堤防の高さ状況

海岸堤防の耐震化状況

(3) 海岸侵食対策

将来的に砂浜を復元・創出しなければならない海岸のうち再生された砂浜面積は約30%です。



復元・創出しなければならない砂浜の面積

このため、ハード・ソフトの両面の施策を充実し被害の最小化を目指して行く必要があります。

第5 ゆるがせにできない日本の国土保全

沖ノ鳥島は、国連海洋法条約に基づき、日本の国土面積より広い約40万 km²の排他的経済水域や、広大な大陸棚を有する極めて重要な島です。

現在、沖ノ鳥島を海岸保全施設に指定し、国が直轄管理していますが、しっかりと維持管理していかなければなりません。



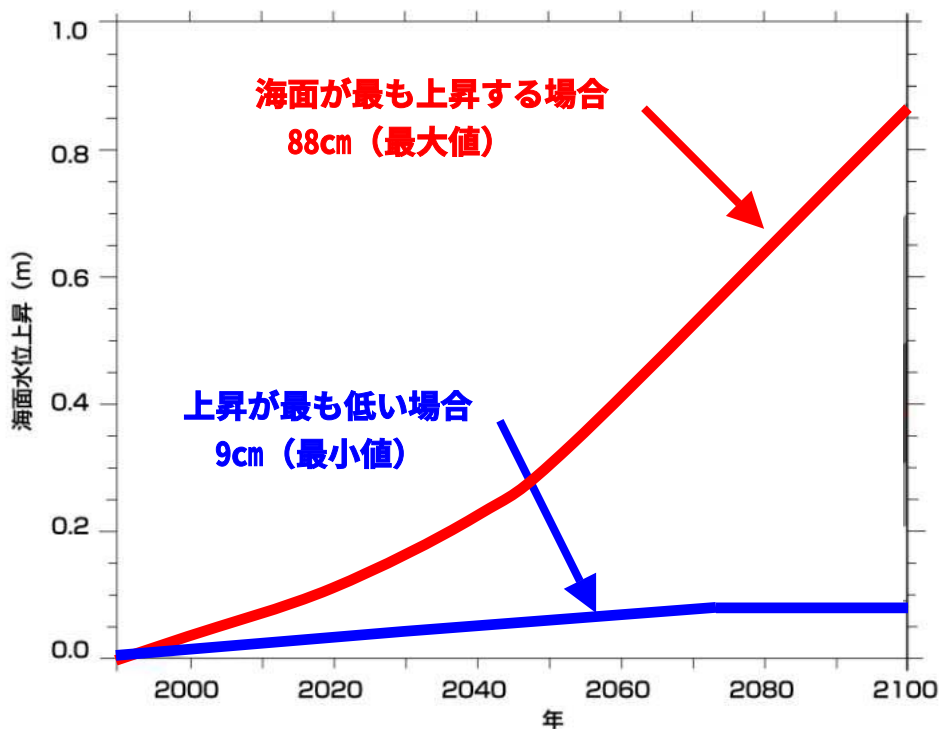
沖ノ鳥島位置図及び排他的経済水域



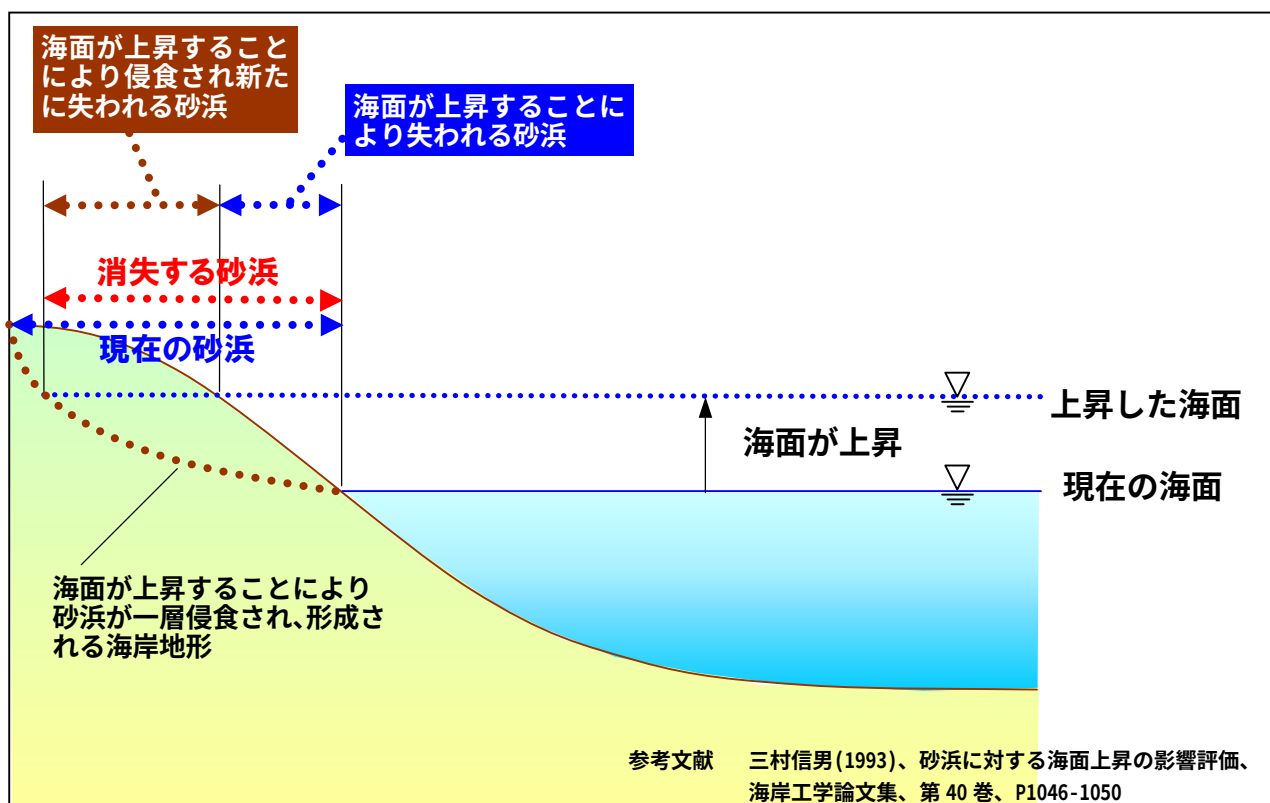
沖ノ鳥島全景 平成12年7月撮影

第6 地球温暖化に伴う海面上昇への対応

海面が仮に1m上昇すれば、砂浜が約9割消失すると専門家が指摘しています。



※IPCC 地球温暖化第3次評価報告書より作成



海面上昇に伴う砂浜の消失(イメージ図)

II. 平成17年度 海岸事業予算概算要求の概要

第1 概算要求の概要

1. 基本的な考え方

河川局海岸室では、前章に掲載した諸問題を念頭におき、平成17年度予算概算要求にあたっては、津波、高潮、波浪等その他海水又は地盤の変動による被害から国民の生命・財産を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する事を目的として、海岸保全施設等の整備を効率的・効果的に推進するため、下記の事項を重点として、事業費451億6880万円、国費300億9100万円を要求しました。

津波対策については、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されているところであり、地方が作成する津波防災対策計画に基づいて緊急的に危機管理対策を推進する事業を創設します。

また、近年、各地で海岸侵食が急激に進行しており、このため沿岸域一体となった侵食防止の計画を立案し、関係機関と連携しつつ適切な海岸保全施設整備を図ります。

さらに、海面上昇に伴う対応について、様々な知見を集約し、今後の進め方を検討して行きます。

- (1) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に沿った重点4分野への重点化を図ります。
- (2) 引き続き事業の重点化、効率化を進めるとともに、コスト縮減施策を推進します。
- (3) 省庁間の連携を一層強化し、効率的・効果的な事業促進を図ります。
- (4) 事業の客観性・透明性の一層の確保を図ります。

2. 平成17年度海岸事業概算要求総括表

【単位：百万円】

区 分	平成16年度(当初)		平成17年度要求額		対前年度比	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
直轄海岸保全施設整備事業費	9,992.2	9,992.2	11,113.0	11,113.0	1.11	1.11
海岸保全施設整備事業費補助	27,906.5	13,947.0	29,948.8	15,181.0	1.07	1.09
高潮対策費補助	13,481.5	7,101.5	15,380.8	8,105.0	1.14	1.14
(うち津波危機管理対策事業分)	—	—	2,200.0	1,100.0	皆増	皆増
侵食対策費補助	11,045.0	5,640.5	11,720.0	6,021.0	1.06	1.07
局部改良費補助	2,297.0	844.0	2,116.0	811.0	0.92	0.96
補修費統合補助	1,083.0	361.0	732.0	244.0	0.68	0.68
海岸環境整備事業費補助	3,636.0	1,260.0	2,939.0	1,026.0	0.81	0.81
海岸環境整備事業費補助	3,348.0	1,116.0	2,661.0	887.0	0.79	0.79
海域浄化対策事業費補助	288.0	144.0	278.0	139.0	0.97	0.97
公有地造成護岸等整備事業費統合補助	315.0	126.0	160.0	64.0	0.51	0.51
直轄海岸維持管理費 (沖ノ島島の維持管理)	350.0	350.0	600.0	600.0	1.71	1.71
海岸事業調査費	291.8	291.8	408.0	408.0	1.40	1.40
後進地域特例法適用団体等補助率差額		1,528.0		1,699.0		1.11
直轄事業計	10,634.0	10,634.0	12,121.0	12,121.0	1.14	1.14
補助事業計	31,857.5	16,861.0	33,047.8	17,970.0	1.04	1.07
合 計	42,491.5	27,495.0	45,168.8	30,091.0	1.06	1.09

第2 平成17年度 海岸事業新規・重点事項等

1. 津波危機管理対策事業(仮称)の創設(新規)

○施策の目的

近年、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されているところであり、地震発生に伴う津波災害対策がますます重要になっています。

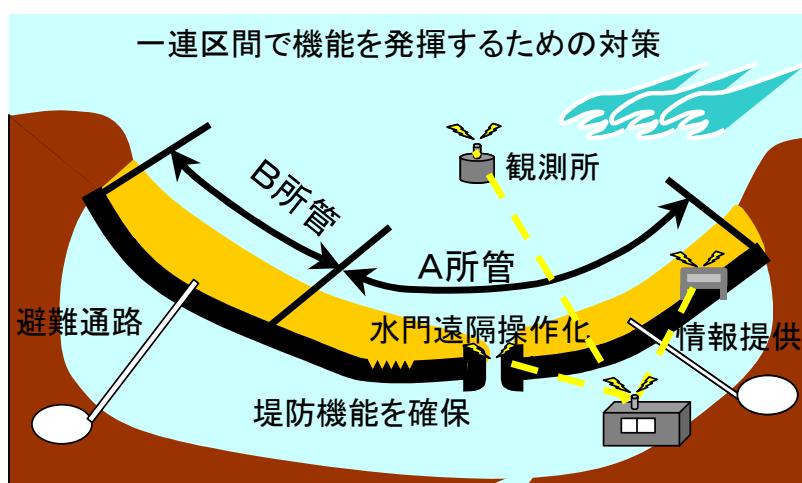
このため、海岸保全施設の着実な整備が必要ですが、その整備には相当程度の時間と費用を要することから、発生の逼迫性が指摘されている大規模地震による津波に対しては、既存施設を最大限有効活用するため、緊急的に防災機能の確保及び避難対策を行うことが必要です。

このため、津波危機管理対策事業を創設し、人命を優先的に防護する観点から地方が作成する津波防災対策計画に基づき、一連区間の海岸において関係省庁が連携して助成し対策を実施します。

○ 施策の概要

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波からの避難を円滑化するため、次の施設整備等を総合的に実施します。

- a) 海岸保全施設の機能確保
- b) 水門・陸閘の自動化・遠隔操作化及び改修
- c) 安全情報伝達施設の整備
- d) 避難通路を兼用した管理用通路の整備
- e) 階段・スロープ設置等による海岸保全施設のバリアフリー化
- f) 津波被害を軽減するための避難通路
- g) 海岸保全施設の耐震性調査
- h) 津波に関するハザードマップの作成（浸水予測調査） など



2. 沖ノ鳥島の管理の充実

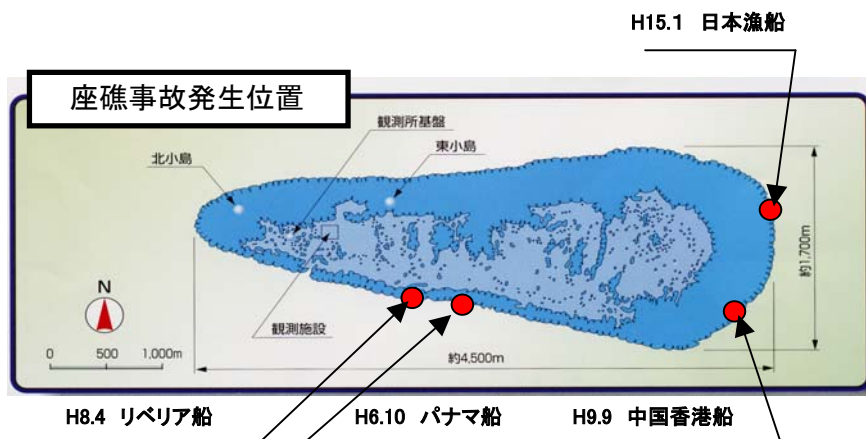
○施策の目的

沖ノ鳥島は、我が国の国土面積を上回る、約40万平方キロメートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島です。現在、海岸保全区域に指定し、国が直轄管理をしています。維持管理の充実が求められています。

○施策の概要

平成6年以降、4回もリーフ部分に船舶が座礁しており、海岸そのものが損傷を受けるおそれがあります。このため、レーダー及び自動船舶識別システムを導入(新規)し、接近する船舶に対して信号を送ることで、座礁による海岸及び海岸保全施設等の損傷を未然に防止します。

また、荒天時にも円滑に維持管理工事を遂行したり、災害を受けた時に迅速かつ的確に対応するため、管理用船舶の保有に向けた検討や、沖ノ鳥島の利活用を支援する施策の検討を行います。



【サンゴの海 救助を待つ】
沖ノ鳥島の環礁に乗り上げた中国船籍の貨物船。



※自動船舶識別装置(AIS: Automatic Identification System)

船舶に搭載し、識別符号、船名、位置、針路、船速、行き先などの船舶固有のデータを自動的に VHF 無線で送受信する装置。

3. 沿岸域再生事業の創設(新規)

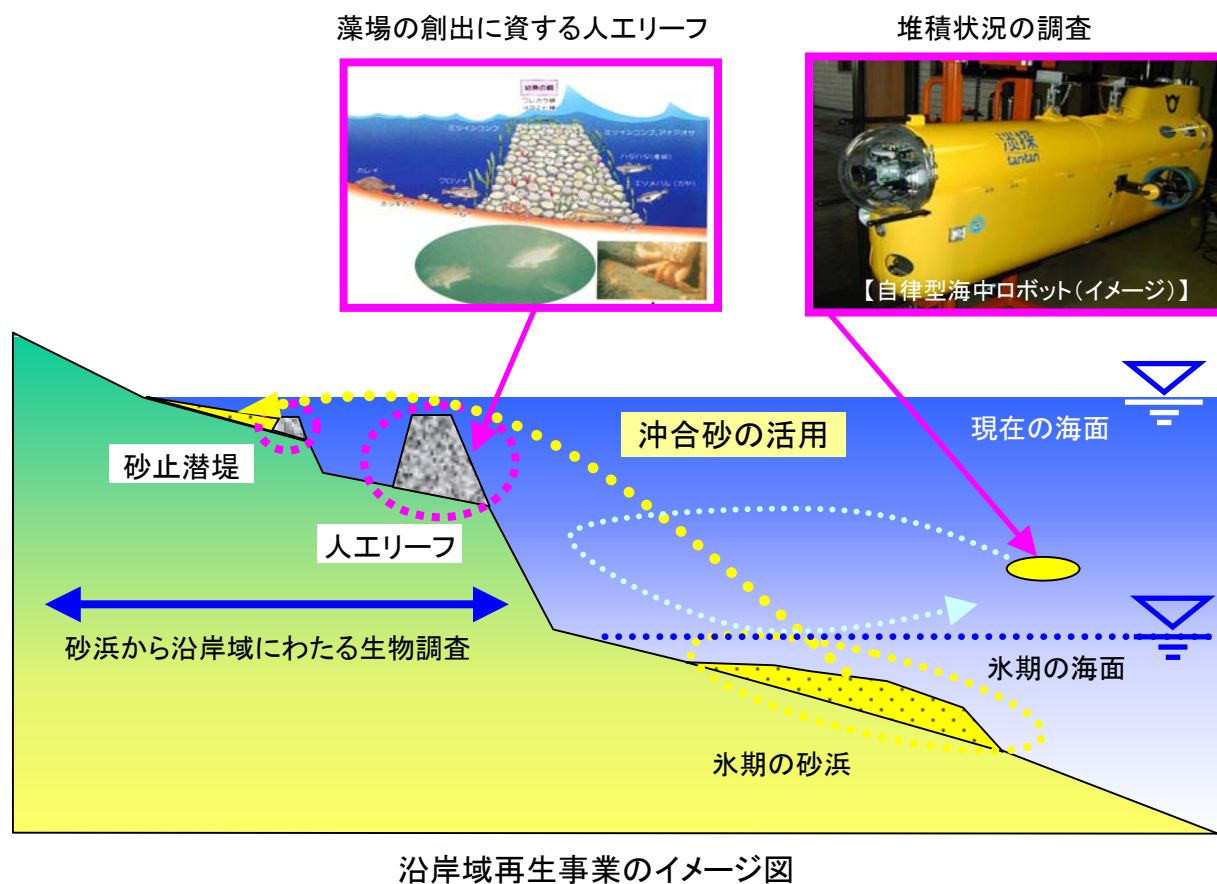
○施策の目的

近年、海岸をはじめ沿岸域において問題となっている、海岸侵食による国土の喪失、生物資源等の再生の場の喪失などに対して、離岸堤等による海岸侵食対策といった従来の対策のみでは抜本的な改善を図れないことから、国土保全を図る観点から沿岸域まで含めて海岸保全施設の整備を推進することを目的とするものです。

○施策の概要

海岸保全施設の整備にあたっては、これまでのように海岸線の侵食を防護する目的だけではなく、国土保全を図る観点から沿岸域まで含めて自然再生に資する海岸形状の保全を目指して、以下の事業等を推進します。

- ・ 海浜を回復させる際に氷期に形成された沖合砂の有効活用
- ・ 漁礁機能を兼ねた潜堤
- ・ 藻場の創出に資する人工リーフ
- ・ 主として陸域行われている「海辺の生物国勢調査」を海まで拡大し、沿岸域再生事業の効果をモニタリング
- ・ 自律型海中ロボットによる沖合砂の堆積状況の調査



4. 諸課題に対応する海岸事業調査費の充実

①3D電子地図による国土保全の推進

東南海・南海、東海地震時の避難警戒システム(いわゆるハザードマップの策定等)に活用するため、航空機からのセンシング測距を始めとする最先端IT技術を適用し、海岸域の標高を広範囲に高精度でカバーする3D電子地図(データベース)を構築します。

②漂砂系を踏まえた砂浜の動的管理手法の検討(新規)

砂浜の流出土砂の量とその行方を解明し、新たな漂砂制御施設の設置可能性や、養浜砂の確保策として陸砂・海岸砂に加え、沖合砂の活用可能性を検討し、海岸侵食対策の実現を目指します。また、沖合砂の堆積状況について調査するために自律型海中ロボットを活用します。

③高潮情報システムの構築

防災部局と連携した迅速な避難や防災活動に資することを目的として、気象庁と連携し、海岸管理者が個別の海岸における高潮予測が可能となる計算プログラムを開発するとともに、国民経済上重大な損害を生ずる海岸について、高潮水防警報の発令に資するために、それらのデータを最新のITを活用し、高潮予測(うちあげ高等)を海岸管理者等へ提供する情報システムの構築を進めます。

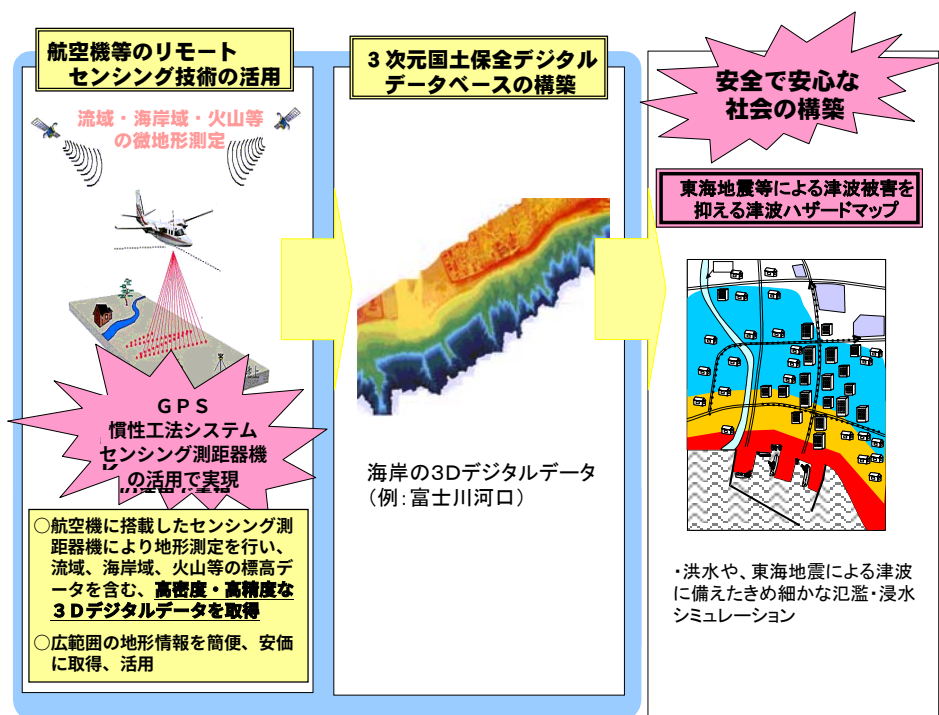
④地球温暖化と海面上昇への対策の検討

海面上昇に伴う対応については、様々な知見を集約し、今後の進め方を検討していきます。

3D電子地図による国土保全の推進

— 航空機等によるリモートセンシング技術の活用による高精度な3Dデジタルデータの取得 —

— 海岸地形の把握は海岸保全計画の基礎 —



第3 事業の効率的・効果的实施に向けた取り組み

1. 事業の重点化・集中化、コスト縮減の推進

(1) 重点4分野への重点化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月3日閣議決定。以下「骨太2004」という。)で掲げられた「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」へ昨年度に引き続き重点投資するとともに、「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)の策定等を踏まえ、成果重視への転換を図ります。

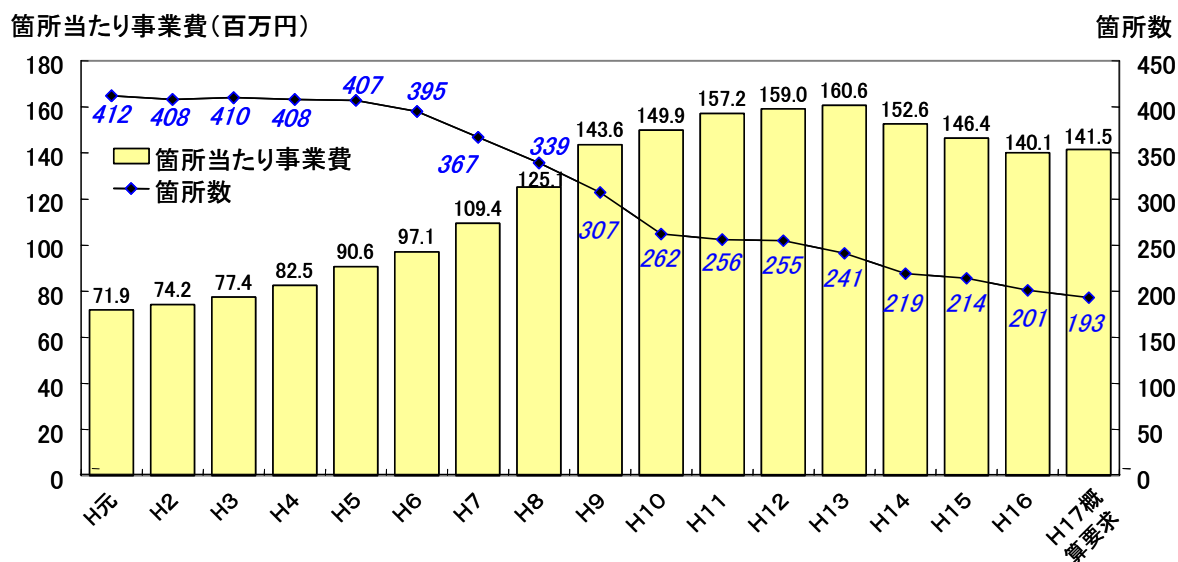
重点4分野シェア:H16 79.8% → H17 80.5%

重点4分野とは、「人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT」、「魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」のことを指します。

(2) 補助事業箇所を厳選した集中投資

平成17年度概算要求においては、1箇所当たりの事業費規模で1.01倍を確保し、重点化を一層推進します。

また、高潮被害や侵食が発生した海岸に予算の重点化を図り、集中的に対策を講じています。



海岸事業(補助)の事業規模と箇所数の推移(局改・補修・公有地除く)

① 補助事業採択基準の下限値引き上げ

- 補修費統合補助(都道府県事業) (4千5百万円 → 5千万円)
- 海岸環境整備事業費補助 (8千5百万円 → 9千万円)

②安全な地域づくりの推進

ア) 短期集中事業

熊本県不知火町では平成11年の台風18号による高潮で12名の方が亡くなりました。

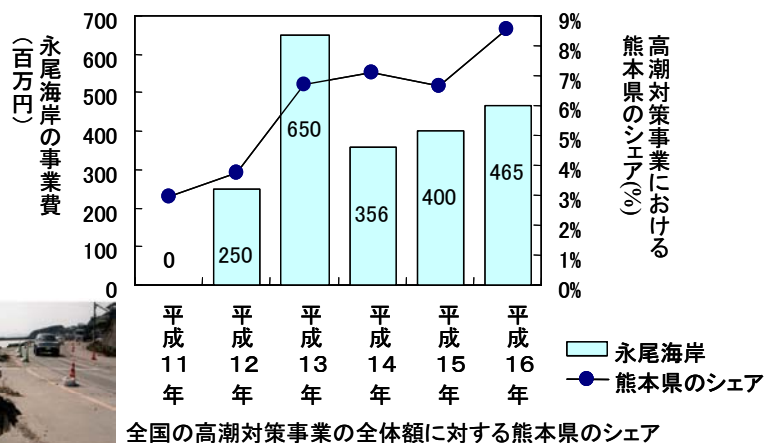
翌年^{えいのお}から高潮対策事業に着手し集中的に実施しています。(例: 熊本県 不知火町 永尾海岸)



水浸しとなった不知火町



護岸の被災状況

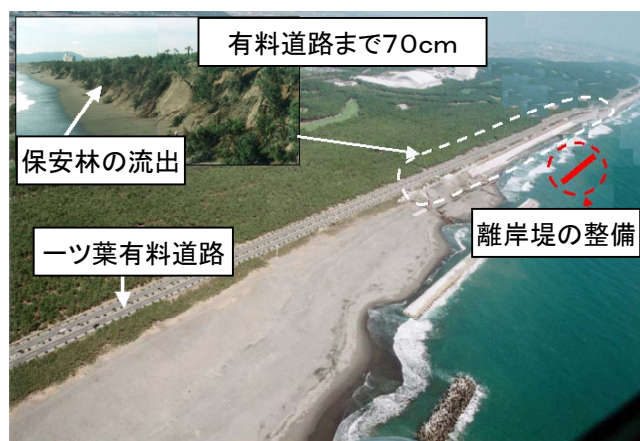


イ) 重要交通網の保全

交通の途絶が経済活動等に重大な影響を与える広域幹線道路等の重要な交通網を高潮等の海岸災害から保全します。(例: 和歌山県 古座町 古座海岸、宮崎県 宮崎市 住吉海岸)



波により寸断される重要交通網 平成9年
(和歌山県 古座町 古座海岸、国道42号)



重要交通網の保全(宮崎県 宮崎市 住吉海岸)

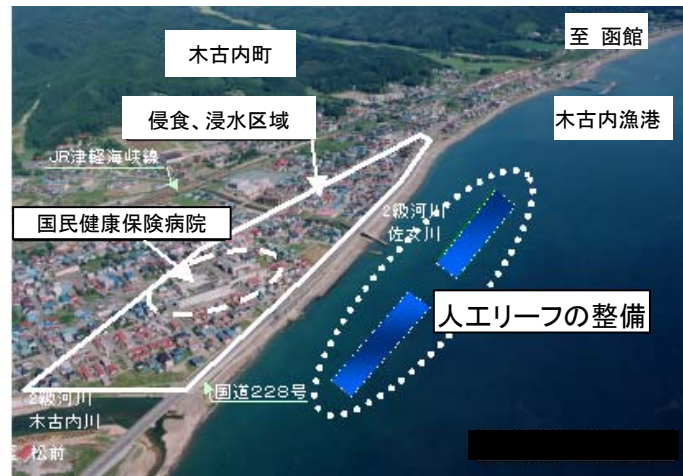
③災害に強い都市の構築

ア) ハード・ソフト一体となった効果的な災害対策の推進

都市部における災害危険箇所において、海岸保全施設の整備を実施するとともに、ハザードマップの作成等、ハード・ソフト一体となった災害対策を実施します。(例: 静岡県 静岡市 静岡海岸)

④高齢者等に配慮した災害対策の推進

災害時要援護者関連施設が浸水区域内にある海岸において、海岸保全施設の整備を重点的に実施します。(例:北海道 木古内町 本町海岸)

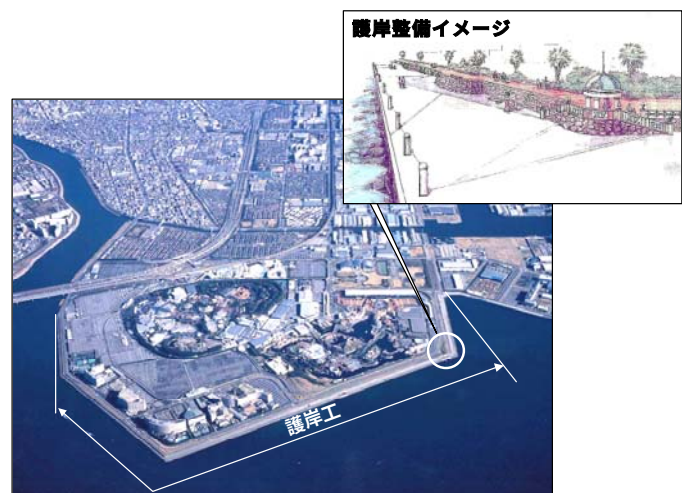


北海道 木古内町 本町海岸

⑤都市の魅力の創造

ア)観光振興に資する事業

都市の観光地において高潮災害等を防止し、国内外の交流の場であり経済活性化上の重要な産業である観光振興を支援します。(例:千葉県 浦安市 浦安海岸)



背後のテーマパークと一体的に整備
(千葉県 浦安市 浦安海岸)

(3)環境・利用を考慮した事業の推進

①沿岸域再生事業の創出(新規)[再掲]

沿岸域の自然再生に資するという視点から、魚礁機能を兼ねた潜堤、藻場の創出に資する人工リーフの設置等の事業を推進します。

②エコ・コースト事業

ウミガメ・カブトガニ・野鳥等生物にとって重要な生息・生育、繁殖、採餌場所となっている海岸において、施設の配置や構造等に工夫を行うことにより、生態系や自然景観等に配慮した海岸整備を行います。(例:高知県 室戸市 羽根坂本海岸)



③C.C.Z.整備(コースタル・コミュニティ・ゾーン)

社会基盤整備事業(公園・道路・下水道・治水等)と連携して海辺の交流拠点を創出します。(例:石川県 松任市 石川海岸)



松任 C.C.Z.(石川県 松任市 石川海岸)

(4)コスト縮減の推進

平成12年9月に策定された「公共事業コスト縮減対策に関する新行動指針」及び平成13年3月に策定された「公共事業コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、直接的な工事コストの低減、公共工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減など総合的な面からコスト縮減を推進します。

①事業の重点化・集中化

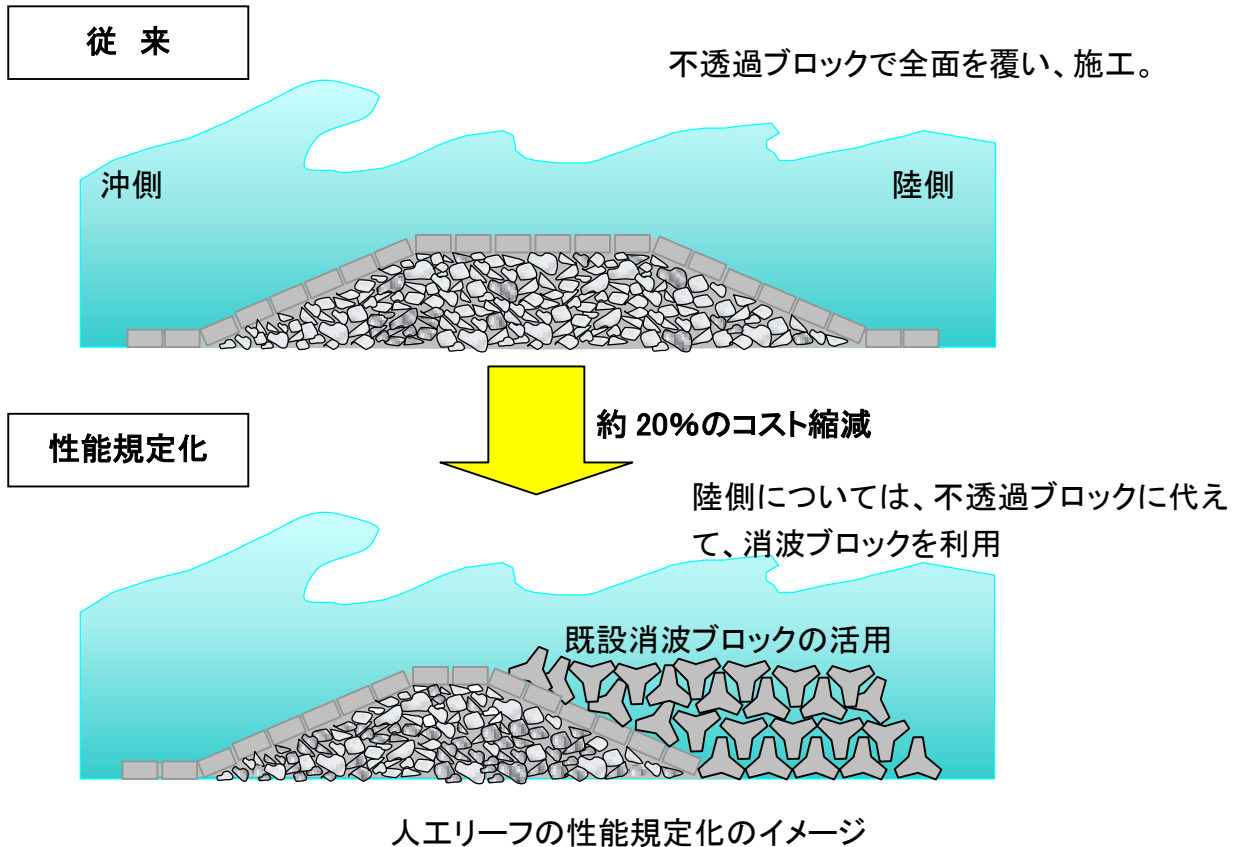
〈短期集中型事業の実施〉

高潮被害等の特に著しい区間を中心に重点区間を設定、公表し、重点的に整備を実施することにより、事業効果の早期発現によりコスト縮減を図ります。

②計画・設計の見直し

〈性能規定の導入〉

人工リーフの技術的な指針について、従来は不透過型ブロックで全面を覆っていたものを一部消波ブロックを利用する等、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図ります。



③リサイクル・リユースの徹底

ア) なぎさリフレッシュ事業

波浪等からの防護機能が不十分な海岸において、消波工などとして使われていた異形ブロック等を沖合施設である離岸堤や人工リーフの構成材料として有効にリユースすることにより、防護機能の確保を図ると共に、環境負荷の低減を図りつつ、海辺へのアプローチと海浜空間の景観として優れたなぎさの再生を行います。（例：静岡県富士市 富士海岸）

イ) ブロックの転用や土砂の流用

工事により生じる発生材を、緩傾斜護岸や離岸堤、人工リーフの構成材料として有効にリサイクル・リユースすることにより環境負荷の低減を図ります。



なぎさリフレッシュ事業
(静岡県 富士市 富士海岸)

2. 連携事業の推進

(1) 海岸行政の連携の仕組み

海岸行政は、後背地の土地利用や港などの施設と一体的、効率的に管理する必要があることから、区間を分担して行政運営を行っています。統一した行政運営により事業等の調整を推進しています。

〔事業等の調整の仕組み〕

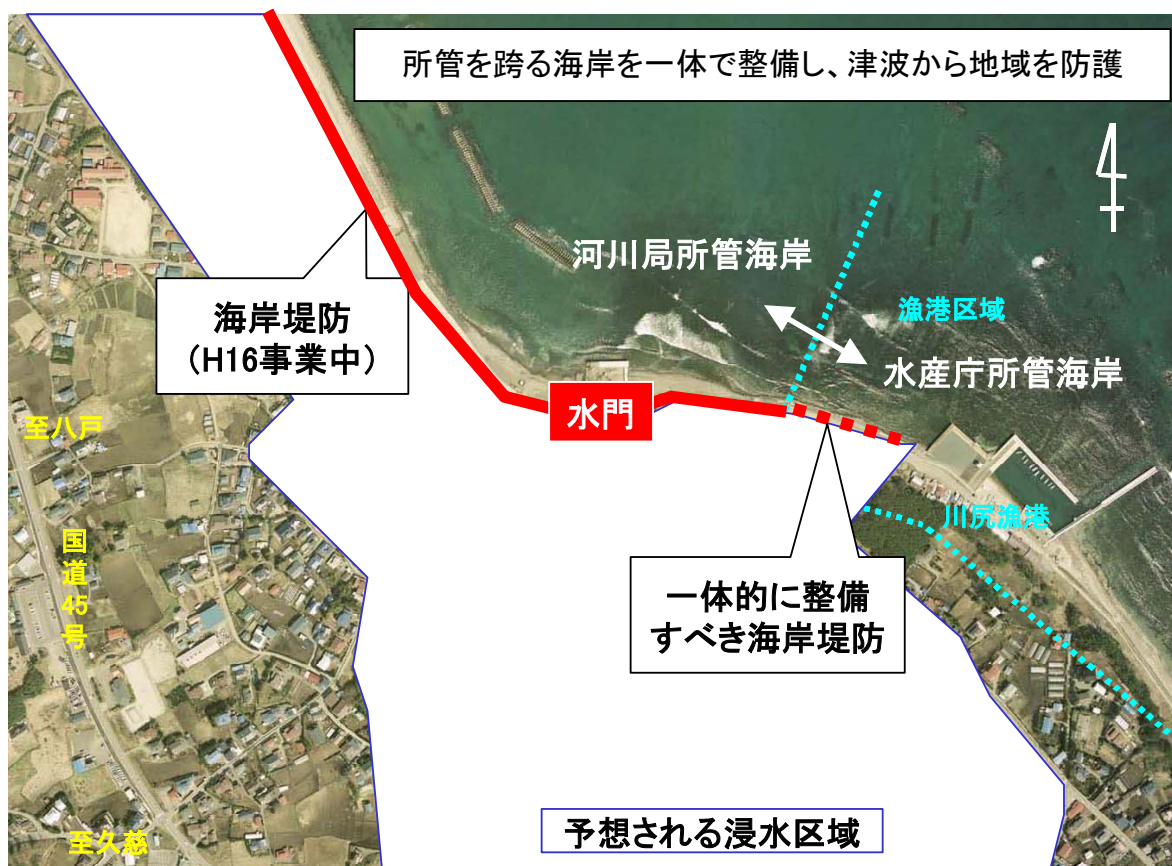
①統一した行政運営

- ・海岸省庁で「海岸保全行政事務中央連絡協議会」を設置 昭和38年
- ・海岸を有する全都道府県に連絡調整会議を設置完了 平成 6年
- 技術基準・採択基準の統一、連携事業の調整等を実施

②知事が一体として「海岸保全基本計画」を策定するよう海岸法を改正 平成11年

(2) 異なる所管海岸を一連施設として整備する制度を活用

海岸法では、国土交通大臣と農林水産大臣が協議して、1大臣が一連施設として所掌する仕組みが規定されています。この法規定を適切に運用し、事業の連携を図っています。(例：岩手県 種市町 平内海岸)



岩手県平内海岸は、水産庁所管の海岸部分の開口部対策等を協議の上、国土交通省（河川局）所管事業で事業を実施することとしています。

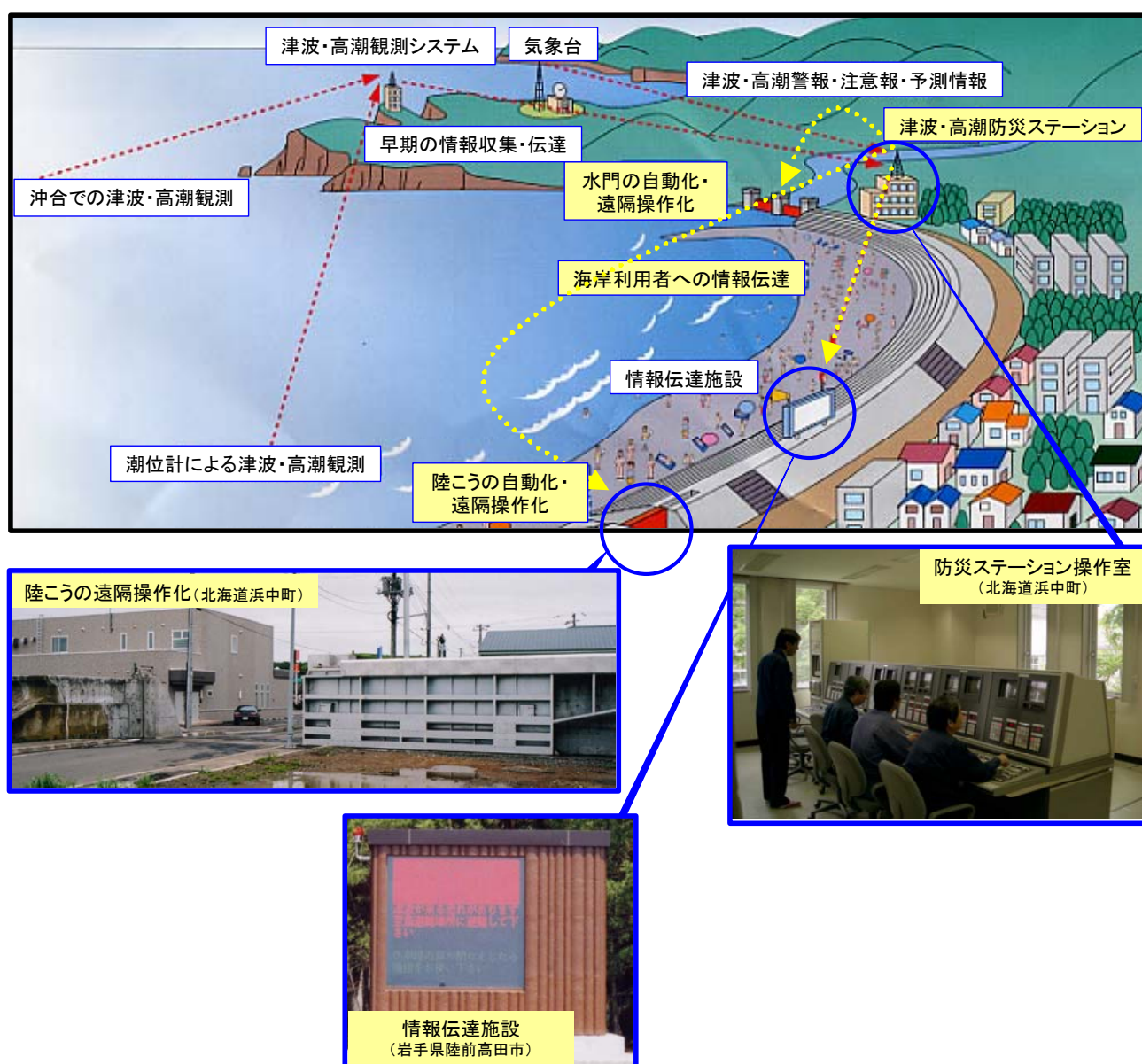
(3) 具体的な連携事業

① 津波危機管理対策事業(仮称)(新規)[再掲]

東海、東南海・南海地震等に伴う津波に対して、人命を最優先に防護する危機管理対策として、一連区間の海岸において既存の海岸保全施設を最大限有効活用する必要があります。このため、地方が作成する津波防災対策計画に基づき、緊急的に防災機能を発揮するための対策を総合的に実施するため、関係省庁が連携して助成する事業を創設します。

② 津波・高潮防災ステーション事業

地震情報、津波情報を気象台から24時間リアルタイムで収集し、住民等へ迅速に提供するとともに、各地区の海岸にある水門を一箇所で集中管理して津波発生時には遠隔操作で閉鎖すること等が可能となる事業です。(例:岩手県 種市町)



③渚の創生事業

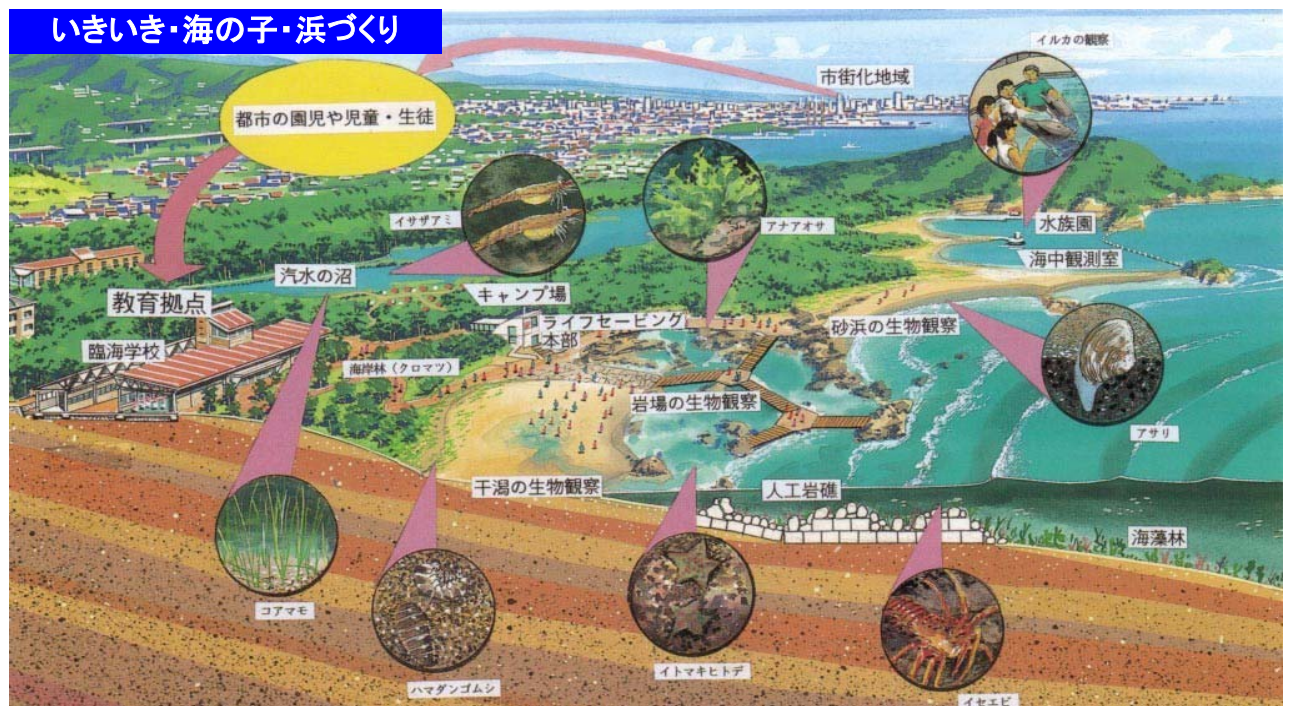
海岸、漁港、河川等の各事業者が連携して、砂浜を創出保全する海岸侵食対策と、漁港、河川等の異常堆積土砂の除去対策を一体となって実施します。これにより、土砂購入・運搬コストの縮減、土砂という自然資材の有効活用が図れます。(例：茨城県鹿嶋市 鹿嶋海岸)



渚の創生事業のイメージ図

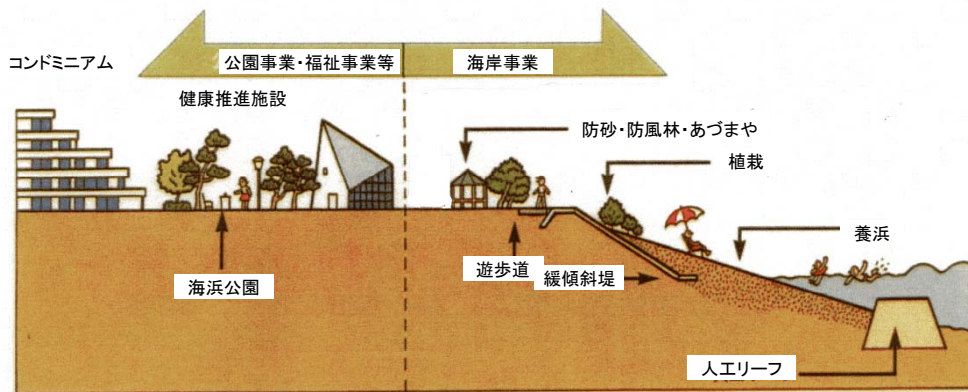
④いきいき・海の子・浜づくり

少年自然の家等の教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、緩傾斜堤防の整備、海浜静穏域の形成のための人工リーフ等の整備を実施します。(例：兵庫県 淡路町 田之代海岸)



⑤海と緑の健康地域づくり(健康海岸事業)

厚生労働省が指定する健康文化都市と連携して「海と緑の健康地域」を指定し、海水浴や海洋療法のための健康増進施設整備とあわせ、周辺の砂浜の保全・再生と利用に配慮した、緩傾斜堤防、人工リーフ等の整備を実施します。(例:兵庫県 五色町 都志海岸)



健康海岸の整備(イメージ)

⑥自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)

海岸侵食により白砂青松が失われつつある海岸において、林野庁所管の治山事業と海岸保全施設等の整備計画を一体的に策定し、海岸事業と治山事業が連携することにより、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出します。(例:鳥取県 福部村 福部・湯山海岸)



美しい白砂青松
(静岡県 静岡市 清水海岸)

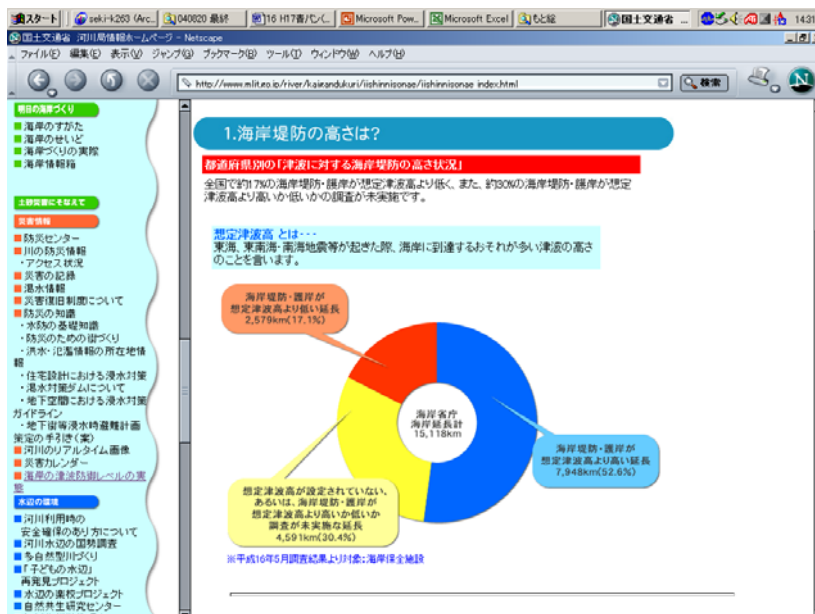
第4 事業の客観性・透明性の確保

(1) 情報の一層の公開

河川局海岸室では、積極的に情報公開に努めています。

本年7月には、海岸省庁が共同で、今世紀中に起こる可能性が高いと言われている「東海、東南海・南海地震」等の大地震により発生する津波に対し、現在の海岸で国土を守ることが出来るのかについて、沿岸市町村別に状況を取りまとめ、ホームページで公開しました（平成16年5月調査結果）。市町村別に紹介するのは初めてのことです。

http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/jishinnisonae/jishinnisonae_index.html



(2) 政策アセスメント（事前評価）の実施

津波危機管理対策事業（仮称）の創設について概算要求するに当たり、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、特に必要性の観点からは目標と現状の乖離の把握やその原因分析・課題の特定を行うなど政策アセスメントを実施しています。

(3) 新たな入札契約制度の導入

新技術・新工法を導入する際に、設計の自由度の高いデザインビルド（DB：設計・施工一括発注）方式を採用し、入札契約手続きにおける透明性を確保するとともに、競争性を高めることで一層のコスト縮減を推進します。

■駿河海岸（静岡県）の事例〔有脚式離岸堤〕

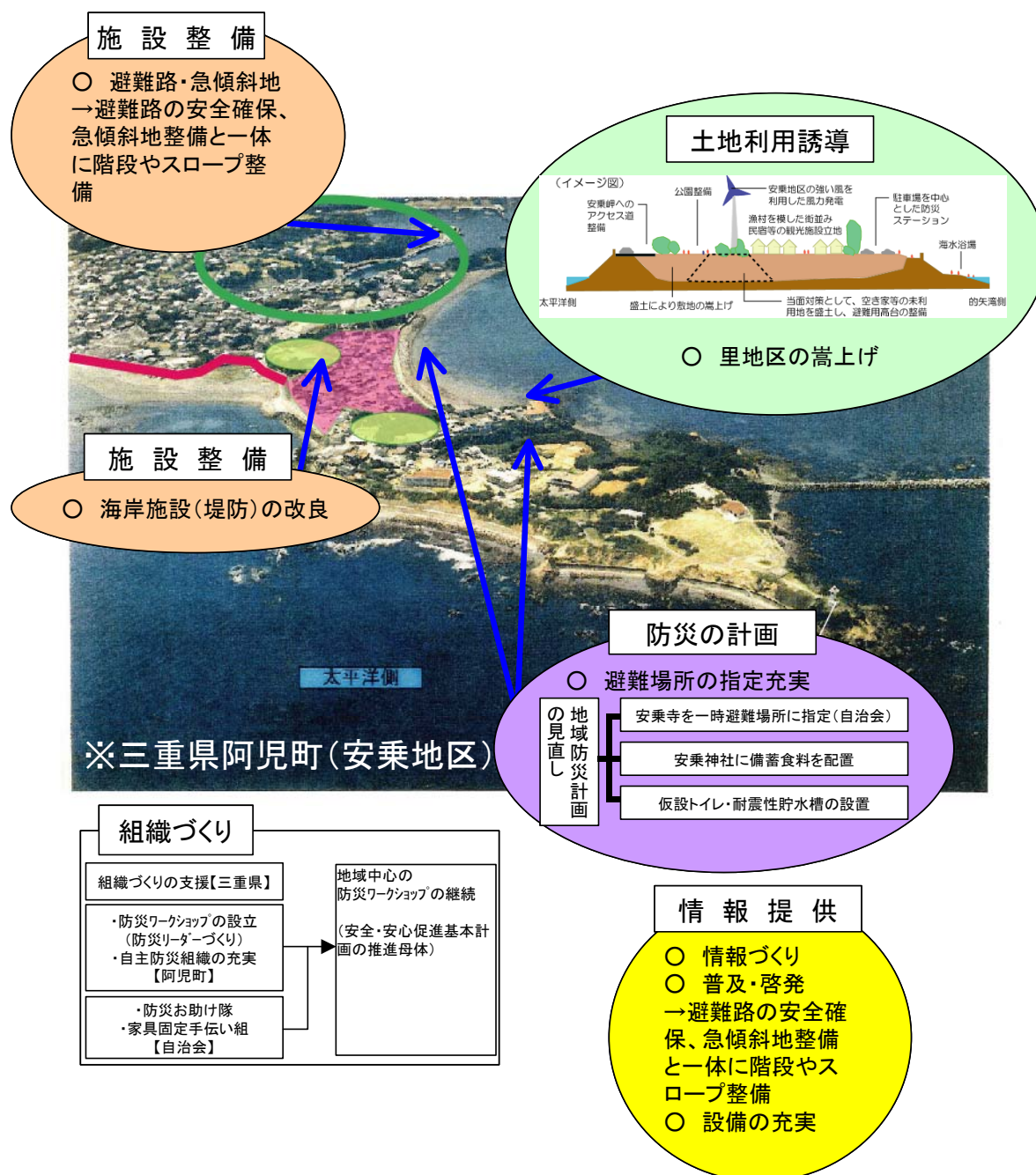
工法によって設計内容が大きく変わるため、発注者が設計を一つに決定せず、複数の工法を提示した上で、受注者の技術力を活かし、設計から施工まで一括して発注します。



静岡県 大井川町 駿河海岸

第5 安全・安心促進基本計画(津波)の推進

安全・安心促進基本計画とは、従来、別々に行政展開されてきた「①防災基盤の整備」、「②的確な避難」、「③安全な土地利用への誘導」を一体として捉え、緊急的な対応が必要な地域ごとに、地域関係者が共同し策定する防災計画です。この計画に基づき、自助・共助・公助のバランスのとれた対策を推進し、地域の防災力を向上させます。



三重県阿児町の安全・安心促進基本計画(津波)

海岸室関係施策の詳しい内容については、以下のホームページ
でご覧になれます。

<河川局ホームページ>

明日の海岸づくり

<http://www.mlit.go.jp/river/>

<海岸の津波防御レベルの実態>

http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/jishinnisonae/jishinnisonae_index.html